

事業運営の概況

平成22年9月20日(月)

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

独立行政法人までの経緯

昭和46年1月

特殊法人心身障害者福祉協会の設立

- ・昭和40年代当時、重度の障害を有する者の施設入所が受け入れられず、重度障害者をもつ家庭の悲劇が大きくマスコミに取り上げられ、総合的な福祉施設を建設すべき、との強い要望が各方面から出された。
- ・このため、国の責任において、総合施設を設置することとし、昭和41～45年度まで群馬県高崎市に建設。
- ・運営に関しては、総合施設が当時例のない大規模かつ総合的なものであり、専門職員の確保や、民間との人事交流等を効率的・弾力的に行える形態が望ましいとの考え方から、法律に基づき特殊法人としたもの。

昭和46年4月

国立コロニーのぞみの園が開園

平成13年12月

特殊法人整理合理化計画に基づき、独立行政法人化が決定

- ・重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設と明確に位置付け

平成14年12月

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法が成立

平成15年10月

独立行政法人に移行

(独法) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の概要

1. 発 足 平成15年10月1日 独立行政法人化

第1期中期目標期間 平成15年10月1日 ～ 平成20年3月31日

第2期中期目標期間 平成20年 4月1日 ～ 平成25年3月31日

2. 目 的

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図る。(のぞみの園法第3条)

(※) 特殊法人時代の「終生保護」から、「自立(地域移行)」を目的とした福祉施設に転換し、併せて調査・研究等の成果等を全国に情報発信する、知的障害福祉に関するナショナルセンターに変更

3. 事業の概要

- (1) 重度の知的障害者に対する自立のための総合施設の設置・運営
- (2) 知的障害者の自立と社会参加に関する調査、研究及び情報提供
- (3) 知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修
- (4) 障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言
- (5) 附帯業務
診療所、ケアホーム、地域相談支援センターの設置・運営など

4. 所在地

群馬県高崎市寺尾町2120-2

5. 予算額

平成22年度 3,745百万円

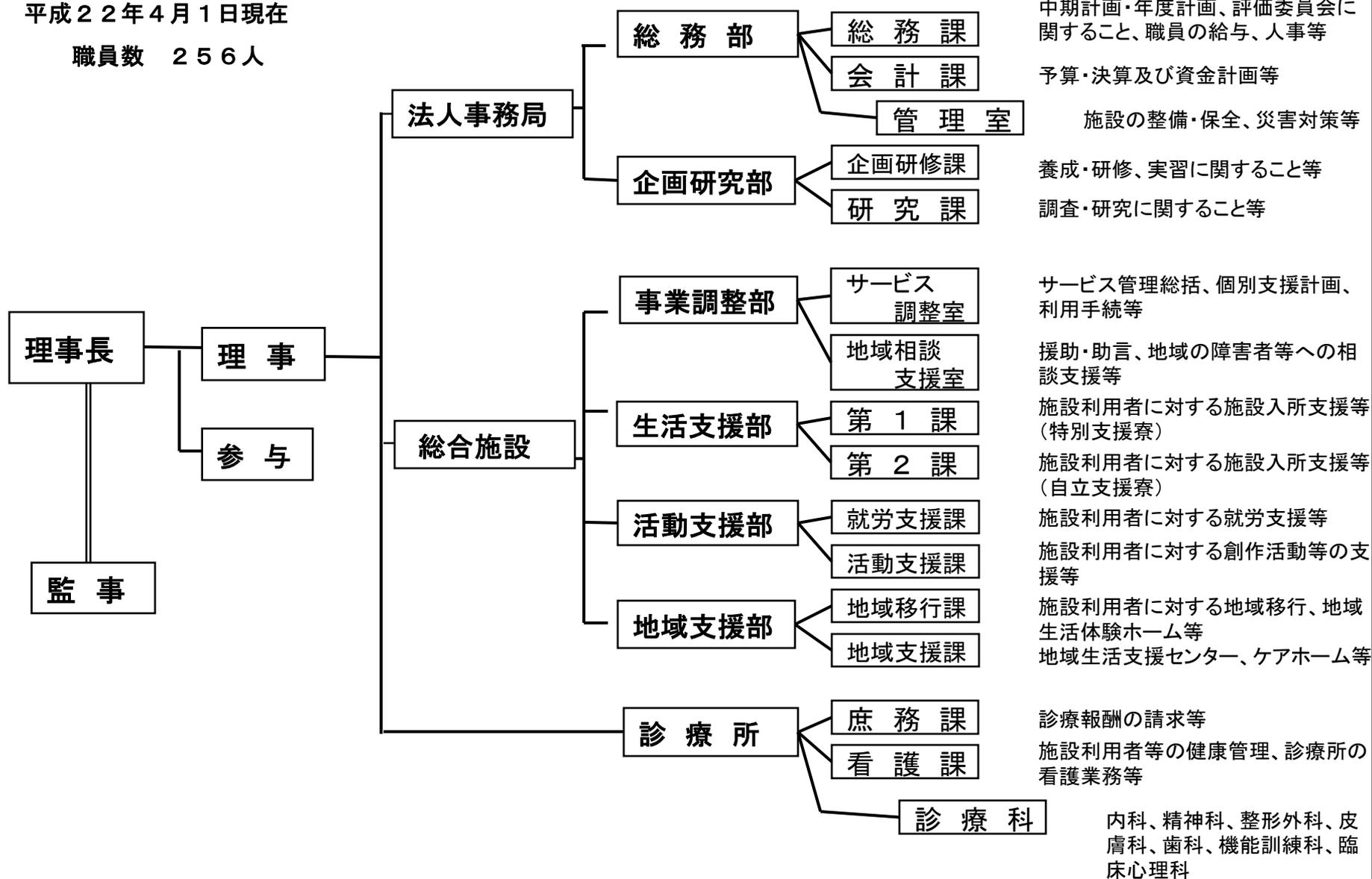
うち運営費交付金	2,264百万円
内訳 事業費等	1,764百万円
退職手当	500百万円

○ 組織と業務

法人事務局(2部)、総合施設(4部)、診療所

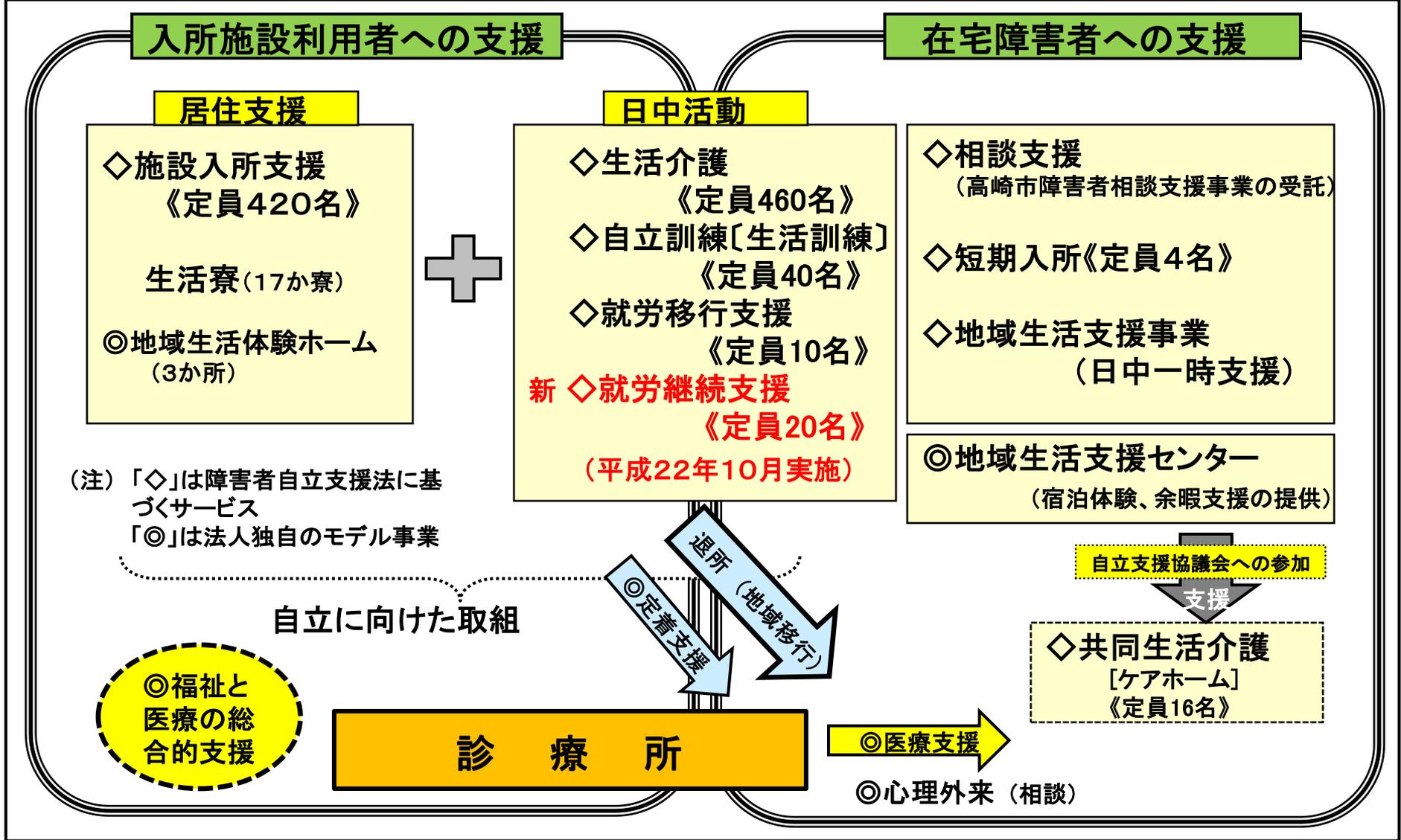
平成22年4月1日現在

職員数 256人



施設利用者等に対する多様なサービスの提供

施設利用者や地域の障害者を対象として、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の多様なサービスを提供。



施設利用者(入所)の状況

入所者数 371名 (男性:221名、女性150名)

(平成22年4月1日現在)

○ 平均年齢 :59歳 (32歳~88歳)

○ 平均入所期間 :33.9年

○ 障害程度区分(区分1~6)の平均 5

○ 出身都道府県 :41都道府県(219市町村)

障害程度区分	該当利用者数 (割合)	年齢区分別				
		49歳以下	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上
非該当	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
区分 1	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
区分 2	0 (0.0%)	0	0	0	0	0
区分 3	9 (2.4%)	0	5	3	1	0
区分 4	50 (13.5%)	9	16	20	4	1
区分 5	126 (33.9%)	18	52	47	8	1
区分 6	186 (50.1%)	26	72	67	18	3
計	371 (100%)	53	145	137	31	5

平均33.9年

~10年未満	10年から 20年未満	20年から 30年未満	30年~	計
3人(0.8%)	33人(8.9%)	41人(11.0%)	294人(79.3%)	371人(100%)

出身都道府県

41都道府県 (219市町村)

区	分	男性	女性	計
1	北海道	5	1	6
2	岩手県	2	2	4
3	秋田県	1	1	2
4	山形県	2	1	3
5	福島県	0	1	1
6	茨城県	6	4	10
7	栃木県	9	6	15
8	群馬県	11	7	18
9	埼玉県	16	14	30
10	千葉県	19	7	26
11	東京都	59	27	86
12	神奈川県	7	9	16
13	新潟県	15	8	23
14	富山県	1	3	4
15	石川県	2	2	4
16	山梨県	4	3	7
17	長野県	3	1	4
18	岐阜県	3	2	5
19	静岡県	4	6	10
20	愛知県	2	2	4
21	三重県	0	2	2
22	滋賀県	1	1	2
23	京都府	1	1	2
24	大阪府	3	1	4
25	兵庫県	4	2	6
26	奈良県	1	0	1
27	和歌山県	1	1	2
28	鳥取県	2	1	3
29	島根県	1	4	5
30	広島県	1	2	3
31	山口県	0	0	0
32	徳島県	1	0	1
33	香川県	2	1	3
34	愛媛県	2	1	3
35	高知県	2	0	2
36	福岡県	0	1	1
37	佐賀県	1	0	1
38	大分県	2	0	2
39	宮崎県	1	1	2
40	鹿児島県	0	1	1

41	札幌市	1	0	1
42	仙台市	1	0	1
43	新潟市	0	2	2
44	さいたま市	2	3	5
45	千葉市	7	2	9
46	横浜市	6	5	11
47	川崎市	1	1	2
48	静岡市	0	1	1
49	浜松市	1	0	1
50	名古屋市	1	2	3
51	大阪市	0	2	2
52	神戸市	0	3	3
53	岡山市	2	0	2
54	広島市	2	1	3
55	北九州市	0	1	1
	計	221	150	371

※都道府県数は、仙台市を「宮城県」、岡山市を「岡山県」としてカウントするため、41都道府県となる。

(参考)障害の状況比較

(出典：全国知的障害児者施設・事業実態調査報告（財）日本知的障害者福祉協会調べ)

項目	全国(入所更生施設)	国立のぞみの園
1. 重度者の割合	70.8%	100.0%
2. IQ分布		
測定不能	15.6%	37.7%
35以下	53.4%	55.0%
36以上	23.0%	7.3%
未測定、不明	7.9%	—
3. 重複障害者数(身障手帳所持者数)	25.3%	73.3%
4. 重複障害加算受給割合	9.1%	31.9%
5. 健康の状況		
健康群 (元気、ときに風邪を引く)	63.1%	53.5%
病弱群 (やや病弱)	12.2%	10.0%
疾病群 (ほとんど病気がち)	22.3%	36.5%
不明	2.4%	
6. 年齢構成		
15歳～19歳	1.0%	—
20歳～39歳	41.0%	3.8%
40歳～59歳	42.9%	49.6%
60歳以上	15.1%	46.6%

◎ 効果的な日中活動の展開

施設利用者の障害等の状況に応じて、敷地内・外の様々な場所で多様なメニューを提供。

- 就労移行班 8名(2人)
- 作業支援班 26名(7人)
(しいたけ栽培、請負(ビル清掃等)、
ホッチキス箱詰め)
- 木工班 13名(1人)
- 手工芸班 42名(4人)
- 陶芸班 40名(3人)
- 農芸班 11名(1人)

**活動支援棟
(本部)**

※H22.3月時点
[利用者は日々変わる
ため、最大数を表示]



地域生活体験ホーム
(職員宿舎)

**活動支援棟
(サテライト)**

音楽鑑賞、貼り絵等
48名(10人)

もくれん寮 なでしこ寮

プール

寮内での日中活動
クリーンアップ活動、
リサイクル活動 約35名

はまゆう寮 やまぶき寮

こぼと寮

しらかば寮

**活動支援棟
(サテライト)**

歩行活動、ビーズ通し等 22名(6人)

あかしあ寮

診療所

うめ寮

くろまつ寮

**活動支援棟
(サテライト)**

ビーズ通し、軽作業等 28名(8人)

寮内での日中活動
通院、機能訓練、音楽活動等
約80名

かわせみ寮

ひのき寮

すぎ寮

**活動支援棟
(サテライト)**

タオル畳み、読み聞かせ等 82名(10人)



創作活動、料理、踊り等
20名(5人)

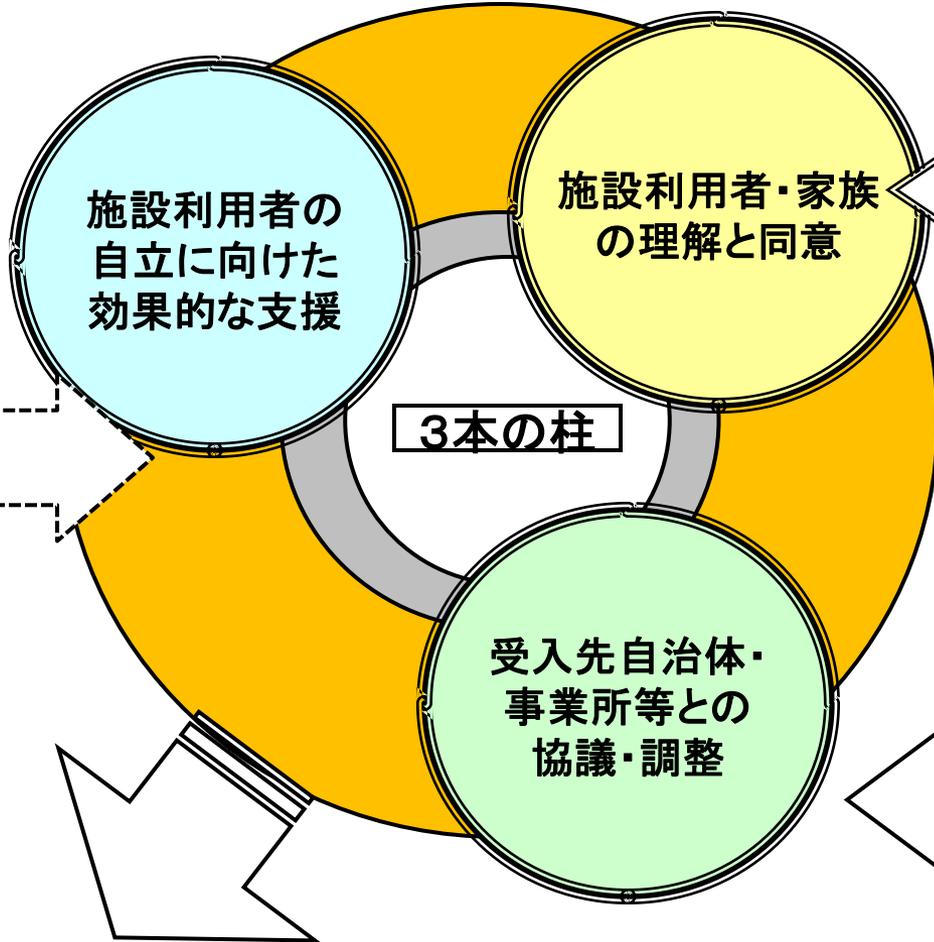
※サテライト及び寮内日中活動の趣旨

重症化、高齢化等により活動支援棟(本部)に通えない施設利用者に対して日中活動を提供。

地域移行の取組状況

3本の柱がそれぞれ機能することにより、地域移行を達成することが可能。

・地域移行のための個別支援計画の作成。
 ・施設内・外にある地域生活体験ホームによる段階的な宿泊体験、地域生活体験を提供。
 ・移行予定先の見学、体験利用。



・保護者会総会、各寮毎の保護者懇談会等の機会を活用し、個別面談。
 ・地域移行を視覚で理解させるために、地域移行した生活の状況を映像化し、説明時に使用。
 ・出身地等の移行予定先の社会資源に関する情報提供。
 ・地域生活体験の成果を伝え、生活力の変化、可能性を感じさせる。

・移行先候補となる都道府県、市区町村に対し、全国会議等の場を活用して地域移行への理解と協力を要請

〔21年度協力要請の状況〕

都道府県	1都1道15県	24回
市区町村	74市6区14町1村	291回

・事業者情報を入手し、施設等の責任者に対して直接交渉。
 ・地域移行の受皿として共同生活介護(ケアホーム)を開設
 (3か所)

※移行したら

定着支援(フォローアップ)

地域生活移行支援事業の移行が困難な要因・理由と対策

保護者・家族の同意が得られにくい。

高齢化した家族が施設から出ることにより 難色を示す。

(平成22年6月1日現在)

移行同意	33人 (8.9%)
同意の可能性	101人 (27.4%)
同意困難 (拒否・疎遠)	235人 (63.7%)

家族が困難とする理由

- ・現在の生活の変化を求めない・のぞみの園の生活が一番安心できる
- ・「自分の子は無理」との固定概念・入所時の終身保護の約束

- ① 面会時の個別説明
- ② 地域移行者紹介の「移行課通信」の発行増
- ③ 来園の少ない家族への家庭訪問による説明
- ④ 職員説明会による地域移行の意義の説明
- ⑤ 移行先の社会資源の情報提供(見学・体験利用)

入所者本人の体験不足

地域生活のためには順応するための一定の体験が必要

理由

- ・重度・重複等の障害が有ること
- ・30年以上の施設経験により地域生活をイメージしにくい。

- ① 地域生活体験ホーム(施設内外)の体験により、本人・家族の地域生活への自信を得る
- ② 移行予定先の見学・納得するまでの体験利用

移行先の確保が困難

理由

- ・都市部を中心にケアホーム等の待機者が多い
- ・重度・重複かつ高齢であることから本人にあった生活の場・日中活動の確保が困難
- ・出身地が全国であり、移行先を捜すこと体験利用に時間・経費を要する。
- ・自治体が、地元待機者の優先、他の自治体出身者の受入拒否

- ① 厚労省からの都道府県への協力要請(重点都道府県)
- ② 障害程度区分認定調査時の市町村からの情報提供
- ③ 直営ケアホームの定員増
- ④ 先駆的に展開している事業所への協力要請

(参考)地域生活体験ホーム事業の実施

～国制度にないモデル的支援の実践～

国立のぞみの園 生活寮

地域生活体験ホーム

～ 法人独自事業 ～

宿泊体験(短期・中期)

2泊3日～1か月

長期利用(施設内)

6か月～1年

長期利用(施設外)

6か月～

← 集団生活から小集団の生活への環境の変化への対応
 <職員・設備体制が確保された法人所有施設における支援>

← 個別支援計画による日中活動、余暇活動及び体力増進
 <施設内の職員宿舎における支援>

← 一般社会資源の活用、商店街・交通機関の利用、住民との交流
 <施設外の一般住宅における支援>

○ 全室個室の専用施設、職員宿舎の空室、法人所有の建物等を活用して地域生活を体験する事業(法人独自事業)

3か所設置 (H22.4.1現在)
 利用者数17名 職員数13人

地域移行

自宅

地元施設

ケアホーム等

ケアホーム等

〔平成21年度宿泊体験の状況〕

区分	実人数	延べ人数	延べ日数
宿泊体験	30名	55名	656日

※車イスを利用し、食事、排泄場面等で常時身体介護を必要とする施設利用者に対する宿泊体験を平成20年11月から開始。

(実人数 3名、延べ日数263日)

(参考) 移行者に対する地域生活の定着支援(フォローアップ)

～国制度にないモデル的支援の実践～

地域移行者の地域生活への定着を支援するため、移行前の健康診断を徹底するとともに、医療的な支援が必要な者に対しては、診療情報の提供を実施。

また、移行後においては、安定した地域生活を継続できるよう、生活状況の確認等のフォローアップを実施。

すでに地域移行した者を対象として、施設・事業所等への訪問や電話等により生活状況等を確認。

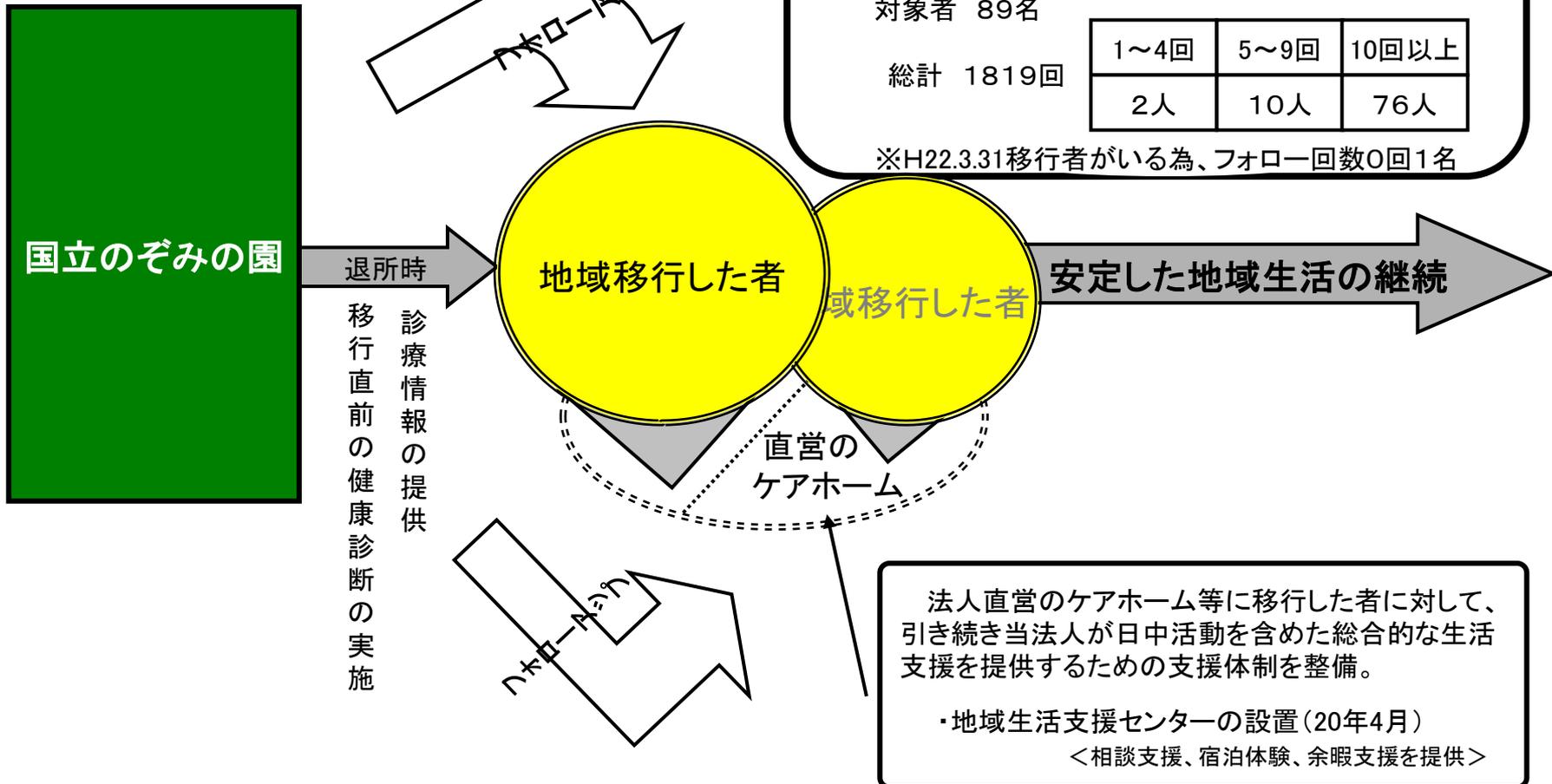
〔21年度フォローアップの状況〕

対象者 89名

総計 1819回

1～4回	5～9回	10回以上
2人	10人	76人

※H22.3.31移行者がいる為、フォロー回数0回1名



(参考)地域移行の実績

① 地域移行者数及び移行先

(※)県名のあとの()は、移行者数

第1期

年 度	移行者数	移行先 都道府県名
平成15年度	0名	—
平成16年度	5	北海道、東京都、神奈川県、石川県、岡山県
平成17年度	6	宮城県、千葉県、群馬県、石川県、奈良県、岡山県
平成18年度	14	岩手県、宮城県、長野県、千葉県、東京都、群馬県(5)、福井県、京都府、兵庫県、山口県
平成19年度	19	北海道、福島県(2)、茨城県(2)、栃木県、千葉県(3)、東京都、群馬県(2)、愛知県(4)、岡山県、熊本県、宮崎県
平成20年度	24	山形県、埼玉県(4)、東京都(2)、神奈川県、群馬県(9)、静岡県、愛知県、兵庫県(2)、島根県、高知県、福岡県
平成21年度 (H22.4.1現在)	21	愛知県(2)、広島県(2)、長野県(3)、福島県(2)、山口県(2)、新潟県、岐阜県、群馬県(3)、茨城県(2)、栃木県、東京都、兵庫県
合計	89名	北海道(2)、岩手県、山形県、宮城県(2)、福島県(4)、茨城県(4)、栃木県(2)、長野県(4)、埼玉県(4)、千葉県(5)、東京都(6)、神奈川県(2)、群馬県(20)、新潟県、石川県(2)、福井県、静岡県、岐阜県、愛知県(7)、奈良県、京都府、兵庫県(4)、岡山県(3)、広島県(2)、山口県(3)、島根県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県

② 地域移行者の状況

※地域移行をした者(矯正施設等退所者3名を除く) 86名の状況(()内は含んだ場合))

区 分	平均値	最小値～最大値
年齢	58.3歳(56.2歳)	34歳～77歳(22歳～77歳)
在籍年数	33年6か月(32年6か月)	10年3か月～38年10か月(0.9か月～38年10か月)

③ 移行調整期間等

※地域移行をした者(矯正施設等退所者2名を除く) 86名の状況(下段()内は含んだ場合))

区 分	平均値 (最小～最大)	
移行調整期間	平均期間 11.8か月 (11.8か月	(0.3か月～65か月) (0.3か月～65か月))
移行調整回数 (行政、事業所、家庭等)	平均回数 30回 (30回	(3回～126回) (3回～126回))
宿泊体験回数 <延べ日数>	平均回数 0.7回 <平均日数 3.5日 (3.4日	(0回～13回) (0回～13回)) (0日～35日) (0回～35回))
フォローアップ回数	平均回数 21.5回 (22.1回	(0回～63回) (0回～63回))

④ 障害程度区分

※地域移行をした者(矯正施設等退所者3名を除く) 86名の状況(下段()内は含んだ場合))

区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
人数	0 (2)	1	3 (1)	17	22	25	18	86名 (89)

75.6%

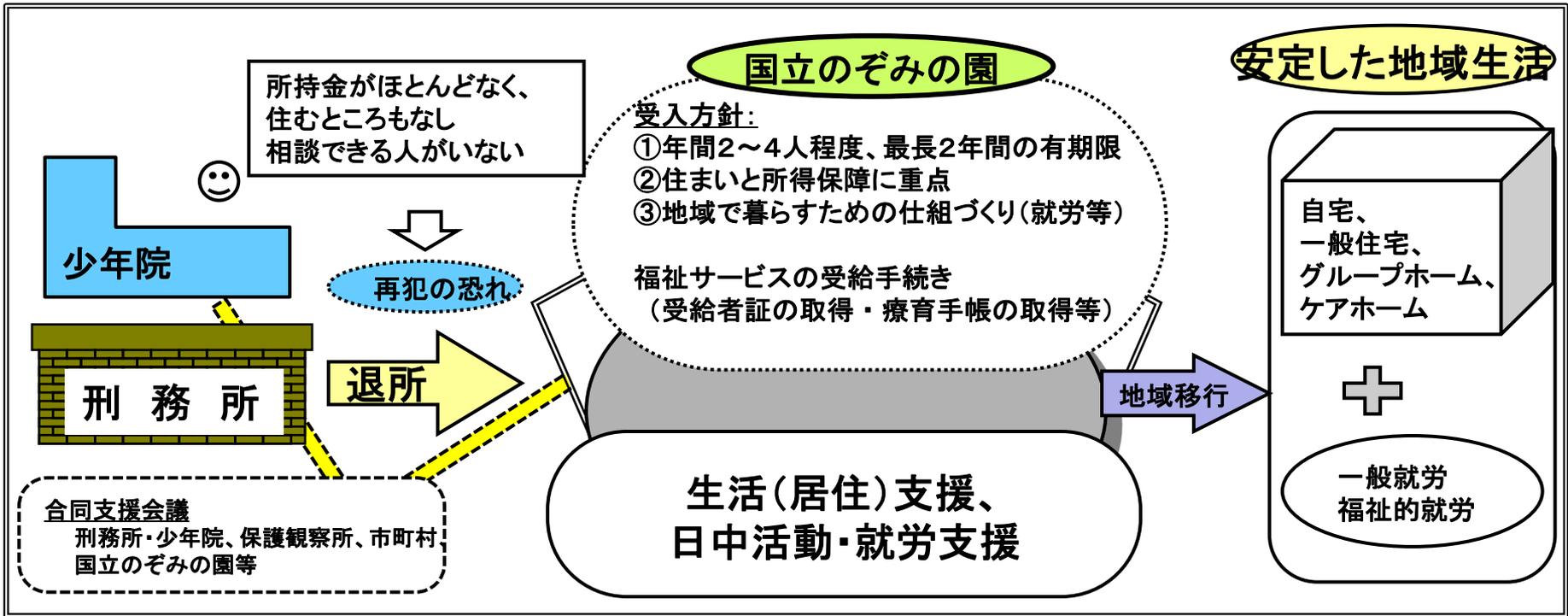
⑤ 地域移行先

区分	グループホーム、 ケアホーム	施設 (GH,CHへの移行が前提)	施設(※)	通勤寮	在宅
人数	32名	12名	38名	1名	6名

(※)施設の内訳
入所更生、重心施設、
介護老人施設、身障療
護等

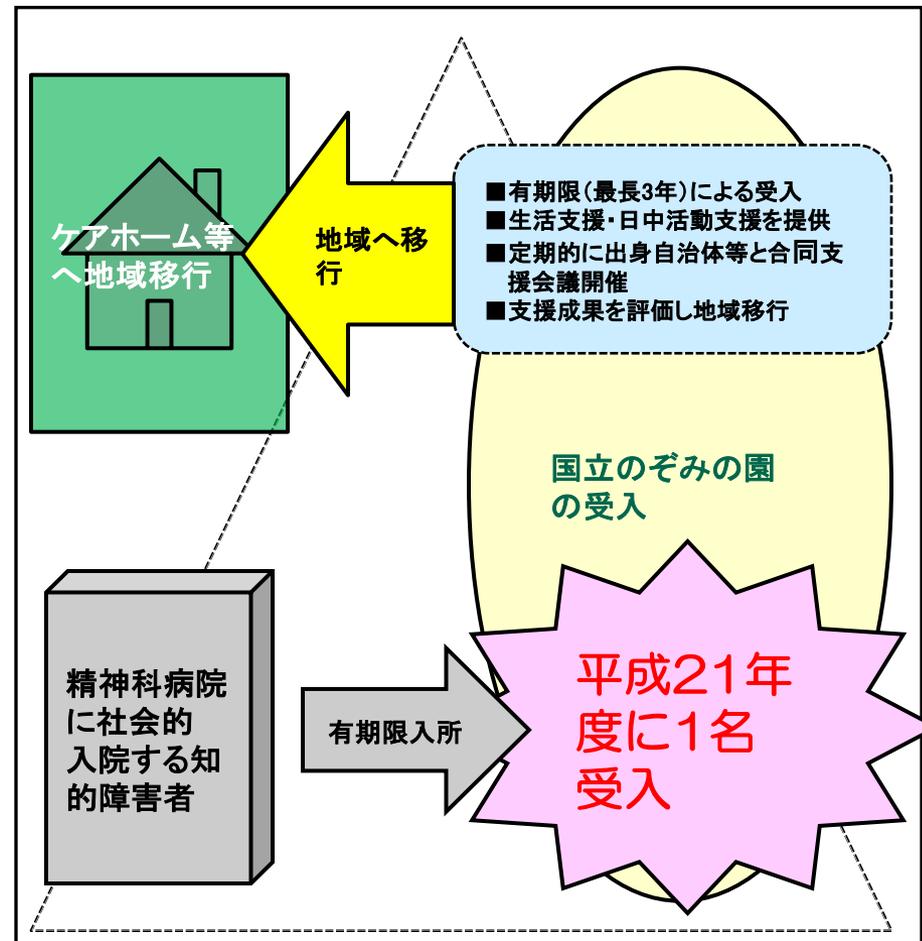
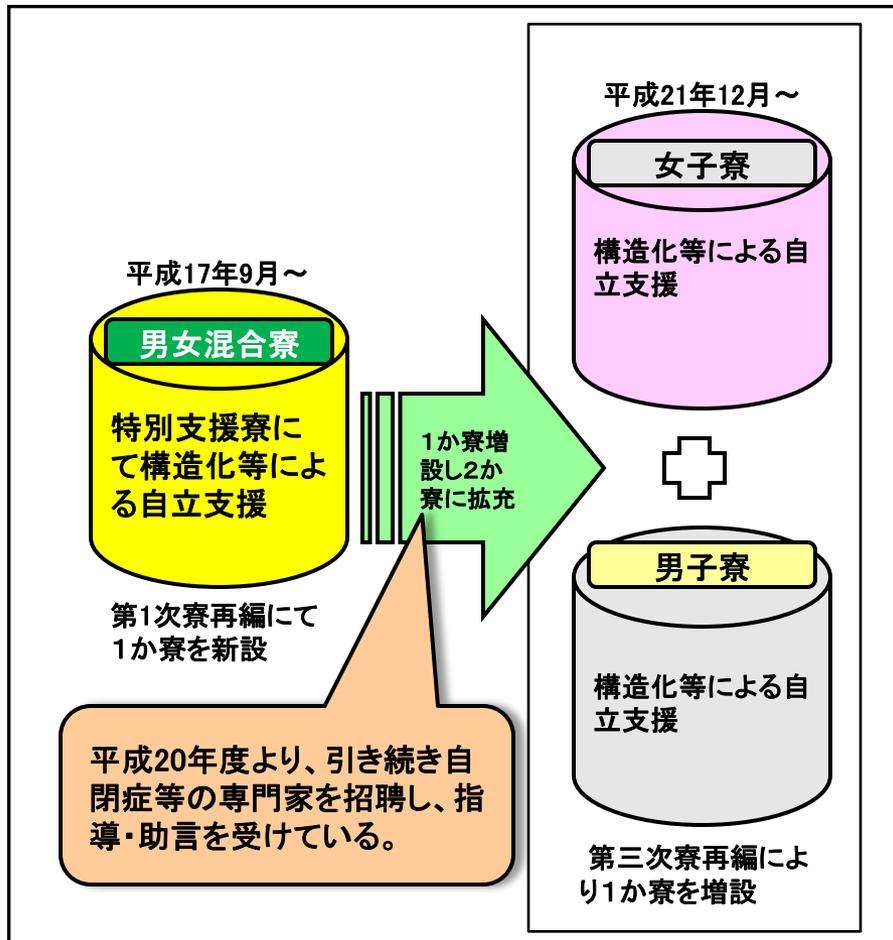
福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者へのモデル的支援

平成22年9月1日時点で7人受入。うち3人は地域移行。
平成20年度 2人、平成21年度 3人、平成22年度 2人



自閉症及び行動障害等を有する者に対する自立支援

精神科病院に社会的入院する知的障害者に対する自立支援



調査・研究の取組状況

調査・研究のテーマは、外部有識者や厚生労働省の意見等を踏まえ設定するなど、総合施設のフィールドを活用しながら、実効性のある調査・研究を実施。

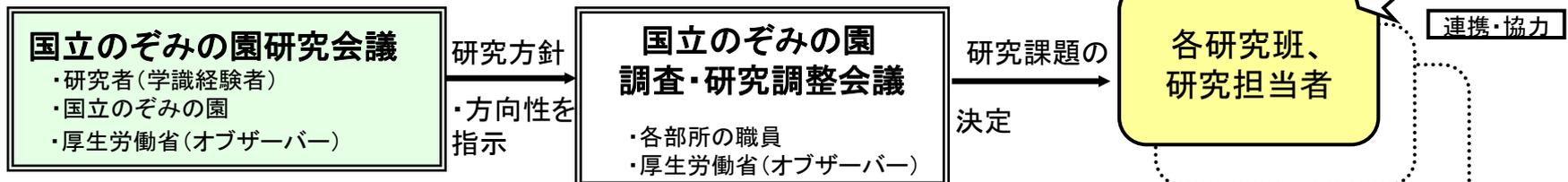
平成22年度 調査・研究テーマ

- 1 行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの普及・効果的な実施に関する調査・研究
- 2 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラムの開発に関する研究
- 3 重度・高齢知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究
- 4 行動障害を有するなど支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究
- 5 社会福祉士実習プログラム開発に関する研究
- 6 海外における知的障害者入所施設からの地域生活移行の現状と課題に関する研究
- 7 その他当法人に必要な研究

外部の研究者等

知的障害福祉協会等
職能団体所属実践者、
大学等所属研究者
ほか

実施体制



養成・研修の取組状況

国の政策課題となっているテーマを取り上げ、厚生労働省の国庫補助金に応募し補助採択を受けて研修事業を実施したほか、法人独自事業として「福祉セミナー」、「障害医療セミナー」を開催。

国立のぞみの園 主催セミナー(平成21年度)

-国の政策課題や最先端の医学知識の紹介、普及等を目的として実施した内容-

実績	名称およびタイトル	開催場所	受講者数
1	行動援護従業者養成研修中央セミナー 「都道府県インストラクターパワーアップ編」	東京都	101人
2	行動援護従業者養成研修中央セミナー ①	宮城県	81人
3	行動援護従業者養成研修中央セミナー ②	京都府	147人
4	行動援護従業者養成研修中央セミナー ③	福岡県	109人
5	国立のぞみの園福祉セミナー2010 「福祉サービスを必要とする罪を犯した知的 障害者等への地域生活支援に向けて」	高崎市	299人
6	国立のぞみの園福祉セミナー2010「発達障 害～ライフステージに基づいた支援と理解」	高崎市	212人
7	障害医療セミナー「発達障害の理解と支援」	高崎市	195人
8	障害医療セミナー「認知症の理解と支援」	高崎市	125人

2～5は、厚生労働省からの助成事業。全8回の受講者合計数は1,269人。

診療所の取組状況

施設利用者に対する健康管理、医療的ケアの必要な寮への訪問医療・看護を実施。また、精神科医と臨床心理士を配置し、行動障害等の著しく支援が困難な者に対応するなど、福祉部門と連携した総合的な支援を提供。

施設利用者に対する適切な医療の提供

施設利用者の健康管理、
医療的ケアの必要な寮への
訪問看護を実施

内科健診

子宮がん・乳がん検診
インフルエンザ予防接種
褥瘡予防

摂食・嚥下障害リハビリテーション
シーティング(座位訓練)

行動障害等の著しく支援が困難な者に対し、
精神科医と臨床心理士が連携して対応

地域医療への貢献

地域の知的障害者(児)及び家族等
に対して外来診療を提供

<診療科目>

標榜科:内科、精神科、整形外科、皮膚科
歯科

特別外来:心理相談、機能訓練

地域の知的障害者(児)等が地域の
医療を受けやすい環境づくりへの取組み

診療所外来に通院している発達障害児の保護者
を対象に、月1回の家族心理教育を実施

児童思春期外来においては

教育委員会、各教育機関、児童相談所、
保健センター、地域の関連病院と連携

(参考)

1. 設 置	昭和46年4月(平成7年10月群馬県知事から保険医療機関の指定)
2. 標 榜 科	内科、精神科、整形外科、皮膚科、歯科
3. 医療スタッフ	医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、薬剤師、臨床検査技師、臨床心理士、理学療法士、事務員
4. 病 床 数	13床
5. 主 な 設 備	MRI、X線撮影装置、歯科用パノラマ、超音波診断装置
6. 健康管理メニュー	健康診断、胸部X線、子宮がん・乳がん検診、褥瘡、摂食・嚥下障害、シーティング指導、インフルエンザ予防接種等

①外来

(単位:件)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	施設利用者	一般								
医科	15,086	1,864	16,725	1,771	17,320	1,959	15,654	1,755	16,913	2,499
	16,950		18,496		19,279		17,409		19,412	
歯科	2,301	548	2,331	291	2,237	229	2,105	150	2,367	156
	2,849		2,622		2,466		2,255		2,523	

②入院

(単位:人、1日平均)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
10.7	11.6	11.2	10.8	11.8

第2期中期目標・中期計画の概要

1, 中期目標の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日(第2期)

2, 業務運営の効率化に関する事項

- ① 平成24年度末までに期首(平成20年度当初)と比較して、人員を20%削減
- ② 人件費改革と給与水準の適正化
- ③ 内部統制・ガバナンス強化への取組
- ③ 運営費交付金23%以上の節減
- ④ 随意契約見直し計画に基づき随意契約の適正化を推進

3, 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

① 重度知的障害者の自立のためのモデル的支援

地域移行を積極的に推進し、施設利用者数を3割縮減(独法移行時(平成15年10月)との比較)

② 重度知的障害者の地域移行及び行動障害等を有する者など、著しく支援が困難な者への支援方法の調査・研究とその成果の情報発信

③ 全国の知的障害関係施設職員等を対象とした養成・研修の実施及びボランティアの受入等

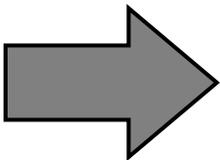
④ 重度知的障害者の地域移行、障害者自立支援法に基づくサービス支援技術等に対する援助・助言

4, 財務内容の改善

総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を40%以上にすること。

○ 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)
平成24年度末までに期首(平成20年度当初)と比較して、常勤職員数を20%削減

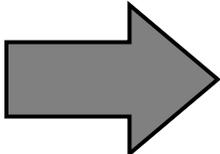


人員(常勤職員)について、独法化以降、計画的に1割を超える削減を実施。さらに、第2期に入り、21年度において△29人(対20年度当初)を削減し、目標達成に必要な削減数の5割を2年目で達成する見込み。

(第1期)						(第2期)		目標(24年度末) 223人
区分	15年度(独法化後)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
現員(期末)	307人 <small>(H15.10.1)</small>	297人	289人	281人	274人	267人	256人	246人

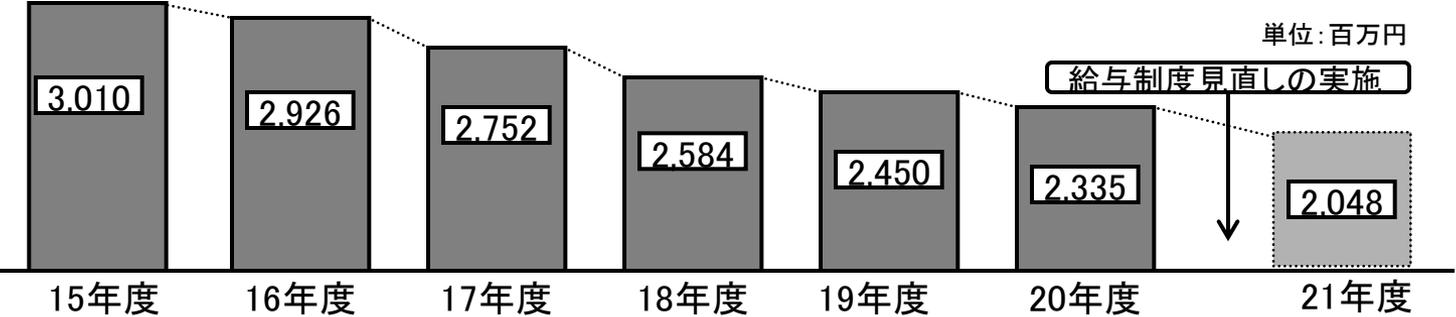
△40人(△13.0%)

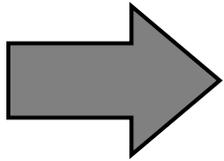
(中期目標)
人件費改革と給与水準の適正化



人件費総額について、独法化以降、約6億円を縮減。第2期に入り、20年度の単年度でさらに約1億円を縮減し、21年度には、給与制度の更なる見直しを行い、約3億円を縮減。

(参考)人件費総額実績(退職手当、社会保険料等を除く)



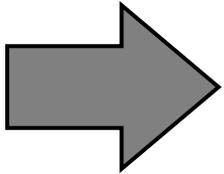


独法化以降、給与水準の引き下げを計画的に行ってきた(合計で14%)ところであり、21年度においても、平均4.8%相当の引き下げを実施。

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員分	俸給△1.20% 賞与△0.25月	俸給 △3.50%	俸給 △3.49%	俸給 △3.50%	俸給 △3.50%	給与制度の 見直しを検討	俸給 平均△4.8%

△14%削減(役員も同じ)

**(中期目標)
運営費交付金23%以上の節減**



独法化以降、目標どおり約4億円(△13.08%)を節減。第2期に入り、21年度は計画どおり2億円(対19年度)を節減し、22年度は計画上の数値よりもさらに△9.9%相当分を減額し、2.5億円を節減。

〔運営費交付金 予算額の推移〕

(単位:百万円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
第1期	2,937	1,565	2,674	2,701	2,620	2,553

(特殊法人)

(半期分)

退職手当相当額を除く

第2期

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度概算要求
第2期	2,334	2,227	2,120	1,764	1,665

国立のぞみの園の役割について

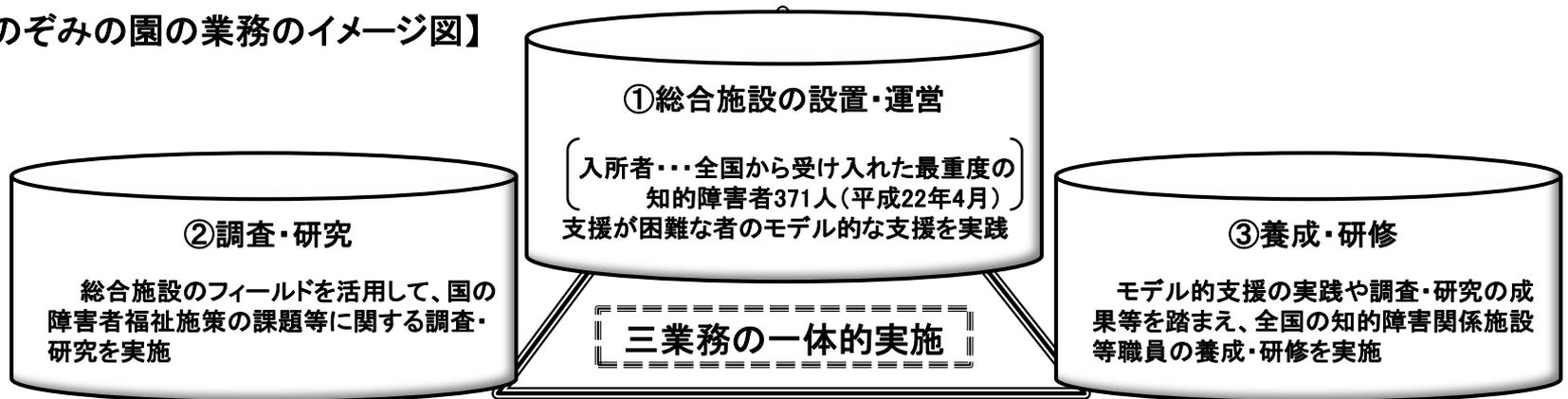
○ 国立のぞみの園は、

- ① 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供（総合施設の設置運営）
 - ② 知的障害者の自立と社会参加に関する調査、研究及び情報提供
 - ③ 知的障害者の支援業務に従事する者の養成及び研修
- 等を、国の政策実現のために一体的に実施。

○ 今後、我が国の障害福祉に関しては、障害者自立支援法の廃止及び新たな総合福祉制度の創設を予定。

- 地域移行の更なる推進、新たな支援手法やサービス内容の標準化が必要。
- 国立のぞみの園において、先導的・総合的な支援の実施とその現場を活用した調査研究・専門職員の養成研修に更に強力に取り組むことが必要。

【国立のぞみの園の業務のイメージ図】



国の管理下にあることが必要

- 障害者の地域移行と大規模入所施設の縮減の範を全国に示す。
- 国の政策の転換期にあり、新制度実施に必要な調査研究及び養成研修が確実に行われる体制を確保することが必要。

三業務を一体的に行うことが必要

- 調査研究及び養成研修は、モデル的支援を行う現場が必要。
- モデル的支援と調査研究・養成研修の成果を相互に反映させることが最も効果的。

(参考)施設利用者の見込(イメージ図)

地域移行 等により旧法人時代の施設利用者は減少し、今後はモデル的支援の対象者が中心になる。

